

⇨ 相続財産から控除される債務

Q : 相続税の申告に当たり、相続財産から控除されるものがあるそうですが、詳細を教えてください。

A : 被相続人の債務で相続開始の際に現に存するもののうち、确实と認められるものは控除できます。

【解説】

相続等により財産を取得した者のうち、その取得の際に日本国内に住所を有するなど一定の要件を満たす者は、相続税の計算上、取得した財産から、次に掲げる被相続人の債務のうち、确实と認められるものを控除することができます。

(1) 相続の際に現に存するもの

(公租公課や借入金、借入金の利子など)

(2) 葬式費用

公租公課については、被相続人に納税義務が生じているものであれば、まだ納期の到来していないものであっても、控除できるとされています。つまり、住民税や固定資産税などは賦課期日に納税義務が確定していますので、納期限が未到来であっても債務に含まれます。また、葬式費用については、被相続人の債務という性質のものではありませんが、相続開始に伴い必然的に生じるものですので、債務に含むとされています。

なお、債務控除は确实なものに限られますので、保証債務のように弁済されるかどうか不确实なものは原則として含まれませんのでご注意ください。

